



三重大学



男女共同参画推進専門委員会

Advisory Committee for the Promotion of Gender Equality Report 2013
MIE UNIVERSITY

報告書 2013



はじめに

三重大学は、平成 20 年 7 月の三重大学男女共同参画宣言を始め、女性研究者支援モデル育成事業の推進、男女共同参画推進委員会の改訂及び全学組織の専門委員会の構築・運営、男女共同参画授業の推進、行政や企業との連携による男女共同参画事業を積極的に推進しています。平成 25 年 10 月には三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証を取得し、同 11 月には三重県知事表彰「グッドプラクティス賞」を受賞しました。特に、女性の能力活用・男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、次世代育成支援、社会貢献において、育児・介護休業法・男女雇用機会均等法等に定める基準を上回る規程を備えている事業所として認められ、三重県及び東海地域の国立大学法人として初の認証取得及び受賞となりました。現在、三重大学の女性教員の比率は約 15%、女性職員の比率は約 63%で毎年増加傾向にあり、さらに、執行部に 1 名、事務部の課長以上の職に 4 名の女性がつとめています。

三重大学は、ワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組んでおり、平成 25 年度に「ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブック」を作成しました。このハンドブックで紹介するさまざまな制度を上手に活用すれば、育児や家族の介護が必要な時期には柔軟な働き方を選択することで仕事をあきらめずに続けることができます。育児や介護以外にも、休暇制度を利用して家族や自らの時間を大切にすることも可能です。

本報告書に、平成 25 年度の男女共同参画推進活動をまとめました。三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証取得及び三重県知事表彰「グッドプラクティス賞」受賞、男女共同参画推進委員会等活動、ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブックの刊行、共通教育における男女共同参画授業の実施（前期；基礎、後期；実践）及び活動報告、各部局の取組活動、ホームページの充実化、ファザーリング全国フォーラム in 九州報告、国立大学協会男女共同参画小委員会報告、一般事業主行動計画策定・変更届書、資料集など、様々な活動内容を網羅しました。本報告書は、冊子や三重大学ホームページにて公表しています。

三重大学の全教職員が、仕事と生活との調和によって生き生きと働くことができるよう、本報告書が有効活用されることを切実に願っています。

平成 26 年 3 月

理事・副学長（企画・評価・環境担当） 朴 恵淑



はじめに	1
1. 三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度	3
(1) 三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証取得	3
(2) 三重県知事表彰「グッドプラクティス賞」受賞	4
2. 男女共同参画推進委員会等活動報告	5
(1) 男女共同参画推進委員会活動報告	5
(2) 男女共同参画推進専門委員会活動報告	5
(3) 男女共同参画推進専門委員会ワーキング・グループ活動	7
(4) 男女共同参画推進室活動	8
3. ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブックの刊行	9
4. 共通教育等開設授業科目	10
(1) 男女共同参画基礎（前期；総合科目）	11
(2) 男女共同参画実践（後期；総合科目）	12
5. 各部局の取組み及びその他の活動報告	15
(1) 生物資源学部・生物資源研究科オープンキャンパス参加状況	15
(2) 工学部・工学研究科オープンキャンパス参加状況	15
(3) 「三重県男女共同参画フォーラム（みえの男女2013）」に参加	16
(4) 「平成25年度津市男女共同参画フォーラムわあむ津」に参加	16
(5) 志摩市《平成25年度志摩市男女共同参画推進事業「中学生 対象学習会」》に参加	17
6. 三重大学男女共同参画ホームページの充実	18
7. ファザーリング全国フォーラム in 九州参加報告	19
8. 国立大学協会 教育・研究委員会 男女共同参画小委員会報告	20
9. 一般事業主行動計画策定・変更届書の提出について	22
10. 資料集	26
(1) 国大協「男女共同参画の推進状況に関する調査（第10回）」調査票	26
(2) 三重大学男女共同参画推進委員会等組織	31
(3) 平成25年度三重大学男女共同参画関係等名簿	31
(4) 三重大学男女共同参画推進委員会規程/三重大学男女共同参画推進専門委員会細則/ 三重大学男女共同参画推進学生委員会内規/三重大学男女共同参画推進室内規	33
(5) 三重大学男女共同参画推進専門委員会・男女共同参画推進室活動ダイジェスト版	38

1. 三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度

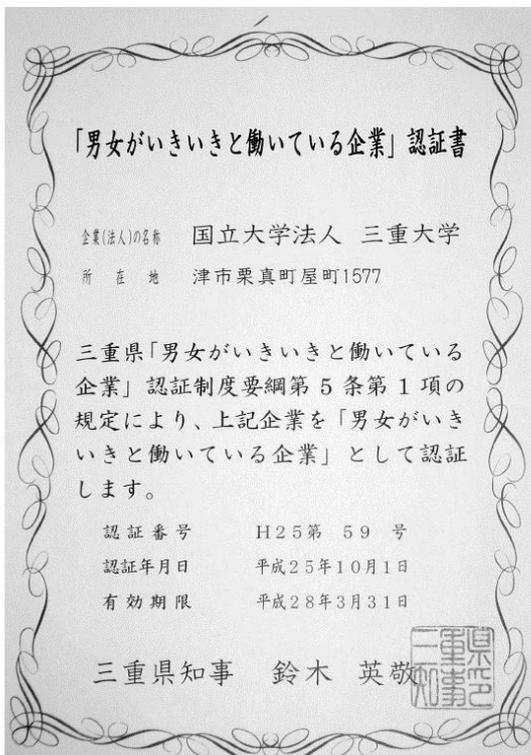
(1) 三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証取得

平成 25 年 10 月 1 日付けにて、本学は三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証を取得しました。

この認証は三重県による「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認定制度によるもので、職場における男女共同参画の推進や働きがいのある職場環境づくりを目的に、男女の雇用機会均等や女性の活躍支援、仕事と生活の調和、次世代育成支援などを積極的に推進する企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として認証、表彰する制度です。

今回の認証は、平成 20 年の「男女共同参画宣言」を始め、女性研究者支援モデル育成事業の推進、男女共同参画推進委員会の改訂及び専門委員会の立ち上げ、その他様々な活動が高く評価されたもので、東海 3 県の国立大学法人としては初めての認証取得となりました。

今後も本学は男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み育児に励む男女を応援します。



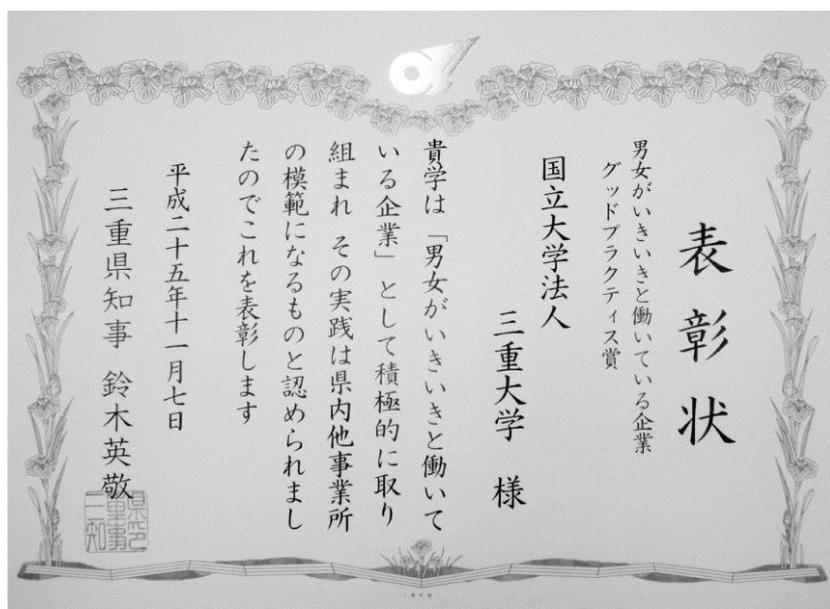
「男女がいきいきと働いている企業」認証書



シンボルマーク

(2) 三重県知事表彰「グッドプラクティス賞」受賞

平成25年10月の三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証取得に続き同11月には三重県知事表彰「グッドプラクティス賞」を受賞しました。平成25年度に認証登録された県内88企業のうち本学は、男女雇用機会均等や女性の活躍支援、仕事と生活の調和、次世代育成支援などを積極的に推進する企業として表彰されました。



「グッドプラクティス賞」表彰状



「グッドプラクティス賞」トロフィー



シンボルマーク



2. 三重大学男女共同参画推進委員会等活動報告

(1) 男女共同参画推進委員会活動報告

開催日時	審議事項	報告事項
第1回男女共同参画推進委員会 平成25年5月15日	1. 国立大学法人三重大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（案）について 2. その他	1. 三重大学男女共同参画推進専門委員会報告書2012について 2. その他



男女共同参画推進委員会（第一会議室にて）

(2) 男女共同参画推進専門委員会活動報告

開催日時	検討事項	報告事項
第1回専門委員会 平成25年4月5日	1. 平成25年度前期共通教育「男女共同参画基礎」講義月日、担当教員、講義テーマ等について 2. 一般事業主行動計画（案）について 3. その他	1. 国大協「国立大学における男女共同参画推進実施に関する第9回追跡調査報告書」について 2. 平成24年度男女共同参画推進専門委員会報告書について 3. その他

第2回専門委員会 平成25年6月7日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度の申請について 2. 「ワーク・ライフ・バランスのすすめ」改訂版について 3. その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般事業主行動計画について 2. 共通教育「男女共同参画基礎」について 3. JST「女性研究者支援（拠点型）」申請について 4. その他
第3回専門委員会 平成25年9月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共通教育後期講義「男女共同参画実践」について 2. パンフレット「ワーク・ライフ・バランス」の進捗状況について 3. その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証申請について 2. その他
第4回専門委員会 平成25年11月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画推進専門委員会学生委員会の設置について 2. その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 来年度授業計画について 2. 三重県「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰について 3. その他
第5回専門委員会 平成26年3月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三重大学ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブックについて 2. 三重大学男女共同参画推進学生委員会内規について 3. その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三重大学男女共同参画推進専門委員会報告書2013について 2. ファザーリング全国フォーラム in 三重について 3. 国立大学教育・研究委員会 男女共同参画小委員会報告について 4. その他

※議事概要は男女共同参画ホームページ (<http://www.mie-u.ac.jp/danjo/>) にその都度掲載している。



男女共同参画推進専門委員会（第一会議室にて）

(3) 男女共同参画推進専門委員会ワーキング・グループ活動

開催日時	主な打合せ事項
第1回専門委員会ワーキング 平成25年7月17日	1. ワーク・ライフ・バランスのすすめの改訂版について 2. その他
第2回専門委員会ワーキング 平成25年8月21日	1. ワーク・ライフ・バランスハンドブック（案）について 2. その他



第1回専門委員会ワーキング・グループ会議



第2回専門委員会ワーキング・グループ会議



ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブック打合せ

(4) 男女共同参画推進室活動報告

開催日時	主な打合せ事項
第1回男女共同参画推進室会議 平成25年4月3日	1. 一般事業主行動計画（案）について 2. その他
第2回男女共同参画推進室会議 平成25年5月10日	1. 国立大学法人三重大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（案）について 2. その他
第3回男女共同参画推進室会議 平成25年6月4日	1. 三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度の申請について 2. 「ワーク・ライフ・バランスのすすめ」改訂版について 3. その他
第4回男女共同参画推進室会議 平成25年9月20日	1. 共通教育後期講義「男女共同参画実践」について 2. 「ワーク・ライフ・バランスのすすめ」改訂版について 3. その他
第5回男女共同参画推進室会議 平成25年11月22日	1. 男女共同参画推進専門委員会学生委員会の設置について 2. その他
第6回男女共同参画推進室会議 平成26年2月26日	1. ワーク・ライフ・バランスのハンドブック（案）について 2. 三重大学男女共同参画推進学生委員会内規について 3. その他



第4回男女共同参画推進室会議

3. ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブックの刊行

三重大学男女共同参画推進専門委員会は、新たにワーク・ライフ・バランス応援ハンドブックの刊行を行いました。このハンドブックには出産・育児・介護の場合に利用できる休業・休暇制度やその際の給与の取り扱い、手当金、学内の問い合わせ先などをまとめたもので、全教職員に配布されます。各種制度の認知・有効活用により、育児・介護の際の柔軟な働き方の選択や、その他の休暇制度の利用により自らや家族との時間を大切にするなど、全教職員のワーク・ライフ・バランスの実現が期待されます。



「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」とは

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、*「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことです。すなわち、仕事、家庭生活、仕事以外の活動がその人にとってバランスの良い状態になることであり、必ずしも同程度である必要はありません。仕事以外の活動には、育児や介護などの家庭生活だけでなく地域生活や個人の自己啓発など、自らの生活を豊かにする活動すべてが含まれ、個人の価値観やライフスタイル・ライフステージのあらゆる場面で、そのバランスは変化していきます。

三重大学はワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組んでおり、このたび「ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブック」を作成しました。このハンドブックで紹介するさまざまな制度を上手に活用すれば、育児や家族の介護が必要な時期には柔軟な働き方を選択することで仕事をあきらめずに続けることができます。育児や介護以外にも、休暇制度を利用して家族や自らの時間を大切にすることも可能です。

全教職員が「お互い様」の気持ちを持ち、仕事と仕事以外の生活をうまく調和させて生き生きと働くことができるように、このハンドブックが活用されることを願っています。

※ 内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」から引用。
<http://www.cao.go.jp/wlb/towa/definition.html>

三重大学は
ワーク・ライフ・バランスに
積極的に取り組む大学です！

このハンドブックは三重大学ホームページ（<http://www.mie-u.ac.jp/danjo/>）でも公表しています。

4. 共通教育等開設授業科目

平成25年度共通教育前期授業「男女共同参画基礎」が4月8日（金）開講され、第1回は理事・副学長の朴恵淑教授が「世界、日本、韓国、三重大学の男女共同参画の現状と課題」について統計資料に基づき講義が行われ、順次リレー方式で男女共同参画推進専門委員会委員が主に担当し、男女共同参画の基礎を教授しました。

後期においては、フィールドワークを駆使した「男女共同参画実践」が開講されました。

次頁以降、前期授業「男女共同参画基礎」及び後期授業「男女共同参画実践」のシラバスを掲載します。



(1) 男女共同参画基礎（前期；総合科目）

○科目の基本情報

開講年度	2013年度
開講区分	共通教育・統合教育科目
受講対象学生	学部（学士課程）：1年次、2年次、3年次、4年次、5年次、6年次
選択・必修	選択
授業科目名	男女共同参画基礎 だんじょきょうどうさんかくきそ Promotion of Gender Equality: primer
単位数	2単位
教育科目種別	総合科目

分野	人文
主題	A
開放科目	非開放科目
放送大学科目	放送大学科目ではない
市民開放授業	市民開放授業
開講学期	前期
開講時間	金曜日 5、6 時限
開講場所	
担当教員	○朴 恵淑(人文学部)、江成 幸 (人文学部)、藤本真理(人文学部)、森脇由美子 (人文学部)、小川眞里子 (人文学部)、吉井美知子 (国際交流センター)、吉本敏子 (教育学部)、富田昌弘 (工学部)、内山智裕 (生物資源学部)、江藤由美 (医学部附属病院)、鈴山雅子 (非常勤講師)、佐伯富樹 (非常勤講師)、柏木はるみ (非常勤講師)
	park@human.mie-u.ac.jp
TA の情報	

○学習の目的と方法

授業の概要	授業を前半基礎編・後半応用編として、男女共同参画について多方面から考え、活動できるよう、本学教員、非常勤講師を交え、男女共同参画社会の持続的発展を目指す。
学習の目的	男女共同参画社会の実現がどうあるべきかを考えさせ、三重大学が男女共同参画のモデルとなるよう、意識向上を目的とする。
学習の到達目標	日本の自治体や企業、大学での男女共同参画の推進状況は、それほど進んでいない状況である。本講義を通じて、男女が共に生き生きと活躍できる男女共同参画社会のあり方について社会の多分野からの知識やノウハウを習得し、三重県を男女共同参画社会のモデル化できる人材を育成する。
ディプロマ・ポリシー	○学科・コース等の教育目標 ○全学の教育目標 感じる力 ○感性○共感○倫理観○モチベーション 考える力 ○幅広い教養○課題探求力○問題解決力 コミュニケーション力 ○情報受発進力○討論・対話力○社会人としての態度 生きる力 ○感じる力、考える力、コミュニケーション力を総合した力
授業の方法	講義

授業の特徴	能動的要素を加えた授業 キャリア教育の要素を加えた授業
教科書	講義のはじめにテキストや参考書について指示する。
参考書	講義のはじめにテキストや参考書について指示する。
成績評価方法と基準	出席 20%、レポート 2 回 (80%)
オフィスアワー	本科目の取りまとめ役の教員 (朴 恵淑) の連絡については月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時まで可。それぞれの講師については三重大学男女共同参画推進室へ月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 4 時まで可。
受講要件	特にありません。
予め履修が望ましい科目	
発展科目	
授業改善への工夫	
その他	

○授業計画

キーワード	
学習内容	第 1 回 朴 恵淑 「世界、日本、韓国、三重大学の男女共同参画の現状と課題」 第 2 回 江成 幸 「男女共同参画社会」 第 3 回 鈴山雅子 「男女共同参画の現状と大学の取組」 第 4 回 佐伯富樹 「国際法からみた男女共同参画」 第 5 回 佐伯富樹 「女子差別撤廃条約をめぐる問題について」 第 6 回 藤本真理 「男女共同参画とワーク・ライフ・バランス」 第 7 回 鈴山雅子 「男女共同参画とライフプランニング」 第 8 回 小川眞里子 「なぜ今理系分野の男女共同参画か」 第 9 回 富田昌弘 「理系女性研究者の過去・現在・未来」 第 10 回 吉本敏子 「教員養成課程と男女共同参画」 第 11 回 内山智裕 「農村漁村における男女共同参画」 第 12 回 江藤由美 「大学病院における男女共同参画の推進」 第 13 回 柏木はるみ 「三重県の男女共同参画の現状と課題」 第 14 回 森脇由美子 「連携・協働で進める男女共同参画」 第 15 回 吉井美知子 「自分の人生を生きる」 第 16 回 朴 恵淑 「総括」
学習課題 (予習復習)	

(2) 男女共同参画実践 (後期 ; 総合科目)

○科目の基本情報

開講年度	2013 年度
------	---------

開講区分	共通教育・統合教育科目
受講対象学生	学部（学士課程）：1年次、2年次、3年次、4年次
選択・必修	選択
授業科目名	男女共同参画実践 だんじょきょうどうさんかくじっせん Promotion of Gender Equality: practice
単位数	2単位
教育科目種別	通常科目
分野	人文
主題	I
開放科目	非開放科目
放送大学科目	放送大学科目ではない
市民開放授業	市民開放授業ではない
開講学期	後期
開講時間	金曜日 7、8時限
開講場所	
担当教員	○朴 恵淑(人文学部)、鈴木雅子（非常勤講師）、吉本敏子（教育学部）、森脇由美子（人文学部）、内山智裕（生物資源学部）、江成 幸（人文学部）、小川眞里子（特任教授）、富田昌弘（工学部）、常 清秀（生物資源学部）、吉井美知子（国際交流センター）、松浦信雄（非常勤講師）、江崎貴久（非常勤講師）、柏木はるみ（非常勤講師） park@human.mie-u.ac.jp
TA の情報	

○学習の目的と方法

授業の概要	本学、自治体、企業、市民グループ等が行う男女共同参画について学び、見学や実践等を通じて、学生が地域社会等に関わることの意義及びノウハウを学ぶ。
学習の目的	情報発信力、討論・対話力、指導力・協調性、社会人として態度、感じる力、考える力、コミュニケーション力を総合した力
学習の到達目標	男女共同参画の視点に立ち、能動的要素やキャリア教育の要素を加えた授業を通して、社会の多分野の関係者との対話や活動実践交流を通じて、コミュニケーション力、対話力、実践力、調整力を向上させる。

ディプロマ ・ポリシー	○学科・コース等の教育目標 ○全学の教育目標 感じる力 ○モチベーション○主体的学習力○心身の健康に対する意識 考える力 ○幅広い教養○課題探求力○問題解決力 コミュニケーション力 ○情報受発進力○討論・対話力○指導力・協調力○社会人としての態度 生きる力 ○感じる力、考える力、コミュニケーション力を総合した力
授業の方法	講義 演習
授業の特徴	能動的要素を加えた授業 グループ学習の要素を加えた授業 キャリア教育の要素を加えた授業
教科書	適宜指示する。
参考書	
成績評価方法 と基準	授業、調査への参加と発表内容、レポート等を総合的に算定
オフィス アワー	本科目の取りまとめ役の教授（朴 恵淑）の連絡については月曜日～金曜日の午前9時～午後5時まで可。それぞれの講師については三重大学男女共同参画推進室へ月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで可。
受講要件	特に定めていない。本学のオープンキャンパスや、県・市の主催する男女共同参画イベント、フォーラム等に参加が望ましい。
予め履修が望 ましい科目	
発展科目	
授業改善への 工夫	
その他	

○授業計画

キーワード	男女共同参画の実践
学習内容	第1回～第5回：男女共同参画の視点に立ち、学内外の現況分析や手法を検討する（参画対象等の現況・手法を知る）。 第6回～第10回：男女共同参画推進室の支援を受け、フィールドワーク活動を行う（関係団体等接触し、活動や調査を行う）。 第11回～第16回：報告会の準備（課題を明らかにし、提言等を行う）及び報告会。 ※休日や講義のない日などを利用して男女共同参画イベントやフォーラム等に参加することがあります。現地調査や活動等に意欲ある学生の受講を期待します。
学習課題 (予習復習)	

5. 各部署の取組み及びその他の活動報告

(1) 生物資源学部・生物資源研究科オープンキャンパスに参加

平成25年度三重大学オープンキャンパス（1日目：生物資源学部）が、8月7日（火）生物資源学部USRブースにおいて、生物資源学部の男女共同参画活動と三重大学男女共同参画推進専門委員会の活動展示報告を行った。訪れた高校生、保護者の方々は在學生、担当者からの説明に熱心に耳を傾けていた。



(2) 工学部・工学研究科オープンキャンパスに参加

8月8日（水）、三重大学オープンキャンパスが開催され、講堂小ホールにおいて「女子学生による進路相談コーナー及び理系女性支援の紹介」が行われた。また工学部の男女共同参画活動と三重大学男女共同参画推進専門委員会の活動展示報告も行われた。訪れた高校生、保護者の方々は工学部女子学生からの説明を熱心に聞き入っていた。



(3) 「三重県男女共同参画フォーラム（みえの男女2013）」に参加

11月3日（日）三重県男女共同参画フォーラム（みえの男女2013）がフレンテみえにおいて開催されました。「未来への提言 働き方はワタシがつくる」をテーマに桐谷里佳子さん（日産自動車株式会社グローバルヘルプメント室長）、吉田大樹さん（NPO 法人ファザリング・ジャパン代表理事）、麓幸子さん（日経 BP ビズライフ局長 日経ウーマン発行人）さんの鼎談後、三重大学 男女共同参画実践の学生である久野藍さん、原和弘さんが参加し就職活動、海外留学での経験をもとに今回のテーマに対する意見発表と討論がおこなわれた。会場からは質疑応答がおこなわれ、有意義なフォーラムとなり学生には貴重な体験となりました。



(4) 「平成25年度津市男女共同参画フォーラムわあむ津」に参加

12月7日（土）三重大学は「平成25年度津市男女共同参画フォーラムわあむ津」に参加し、会場の津市リージョンプラザ3階では本学学生による「男女共同参画実践」の研究テーマ「家庭から意識を変えて！～新しい社会をつくるために～」による討論会がおこなわれました。

討論はフォーラム参加者と学生により2回開催され、参加者からは実生活の経験による意見交換が行われ、司会進行役の学生と出席学生は、メモをとりながら今後の実践に役立つ貴重な情報を得ました。



(5) 志摩市《平成25年度志摩市男女共同参画推進事業「中学生対象学習会」》に協力参加

平成25年10月8日(火)志摩市男女共同参画推進事業「中学生対象学習会」が志摩市安乗中学校において開催され、本学男女共同参画推進専門委員会が協力参加しました。

講師として医学部の男女共同参画推進専門委員会委員でもある江藤みちる助教が『私の「リケジョ」人生』について講演を行い、生徒たちは、先生の現在の研究に至るまでの経緯と専門分野についての興味深い話に熱心に聞き入っていました。



6. 三重大学男女共同参画ホームページの充実

男女共同参画ホームページの使いやすさやデザインを変更し、本年9月からリニューアルしました。

(<http://www.mie-u.ac.jp/danjo/>)

男女共同参画宣言

Mie University Gender Equality Declaration

男女共同参画推進委員会

Gender Equality Promotion Committee

男女共同参画推進専門委員会

Gender Equality Promotion Advisory Committee

男女共同参画推進室

Gender Equality Promotion Office

三重大学一般事業主行動計画

Mie University General Business Owner Action Plans

男女共同参画推進専門委員会報告書

Advisory Committee for the Promotion of Gender Equality Report

WLB支援情報

Information on Support for Family Care

男女共同参画



お知らせ

2014年3月4日	第5回男女共同参画推進専門委員会が開催されました。
2014年2月18日	「男女共同参画実践」受講生が三重大学アカデミックフェア2014に参加しました。
2013年12月9日	12月7日(土) 三重大学男女共同参画実践の学生が「平成25年度津市男女共同参画フォーラムわあむ津」に参加しました。
2013年11月27日	第4回男女共同参画推進専門委員会が開催されました。
2013年11月13日	三重大学が「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰「グッドプラクティス賞」を受賞しました
2013年11月5日	11月3日(日) 三重大学 男女共同参画実践の学生が「三重県男女共同参画フォーラム(みえの男女2013)」に参加しました。
2013年10月9日	三重大学は三重県から10月1日付けで三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証を受けました。

7. ファザーリング全国フォーラム in 九州参加報告

平成25年12月20～21日（金・土）「ファザーリング全国フォーラム in 九州」が北九州市小倉の西日本総合展示場において開催され、朴男女共同参画担当理事が参加しました。次年度、平成26年6月27～28日（金・土）には「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を四日市文化会館で開催予定であり、本学も三重県とともに協力します。

特に、文部科学省主催の「男子会×女子会」、産官学民との協働による男女共同参画推進の分科会などを企画し実施する予定です。

**ファザーリング
全国フォーラム
in 九州**

九州から発信！
父親の笑顔、
母親の笑顔、
子どもの笑顔が
社会を変える！

開催日：2013年12月20日（金）・12月21日（土）
会場：西日本総合展示場 新館 AIMビル3F（北九州市）



学生のための男女共同参画ワールド・カフェ

100人 男子会×女子会

学生だけの本音ミーティング in 北九州

イクメン? ワークライフ バランス! ワーキング ウーマン!

毎日どこかしらで耳にするこんなキーワード、働く女性が増えている中、みんなどんな将来を描いているのだろうか? 男性にとっても、女性にとっても生きやすく、ともにいきいき過ごせる社会をつくるには? 同世代の男子学生、女子学生のお互いの本音トークをヒントに将来の「生き方」や「働き方」、パートナーとの関係などを一緒に考えます。ぜひお気軽にご参加ください!

日時 平成25年12月21日(土) 10:00~12:30
会場 西日本総合展示場 (福岡県北九州市小倉北区東目黒2丁目5-1)

ミニミニ講義
ワールド・カフェ
懇話会
2013/12/21 文部科学省

8. 国立大学協会 教育・研究委員会 男女共同参画小委員会 報告

平成26年1月10日に学士会館において国立大学協会 教育・研究委員会 男女共同参画小委員会（平成25年度・第1回）が開催され、国立大学協会 男女共同参画小委員会 専門委員である医学系研究科の江藤みちる先生が出席した。

国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第10回追跡調査について調査報告書の内容が検討された。国立大学協会では、男女共同参画を推進していくために、2011年2月「国立大学における男女共同参画推進について—アクションプラン—」を策定し、大学が取り組むべき事項を提言するとともに、達成目標として「国立大学の女性教員比率を2015年までに17%以上（各大学において1年ごとに1%以上）に引き上げる」を定めている。第10回追跡調査の結果では、女性教員比率17%以上の大学は86大学中27大学となり、前回調査より5大学増加した。全国立大学における女性教員比率は14.1%となり、前回調査より0.5%増加した。いずれも年々増加傾向にあり、博士課程修了者および教員の女性比率は着実に上昇している。また、大学の意思決定過程における女性比率についても上昇傾向にある。その他、男女共同参画推進体制や育児・介護への支援はほとんどの大学で整備され、男女共同参画に対する意識啓発も80%以上の大学で積極的に取り組まれている。しかしながら目標の女性教員比率17%に対してはまだ14.1%であり、目標を達成することは非常に困難な状況である。特に成果を上げた大学の取り組みも紹介され、これらを参考にして各大学のさらなる取り組みの拡充が今後期待される。

また、国立女性教育会館（NVEC）との意見交換として、大学における男女共同参画についてのアンケート調査について野依智子先生から報告があり、調査結果をもとに男女共同参画を進める上での課題や取組の好事例が紹介された。

さらに、文部科学省との意見交換として、男女共同参画をめぐる最新の動向について文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 藤江課長から、日本の現状および文部科学省による今後の事業の取組について説明があった。各大学においては事業を有効に活用して男女共同参画を積極的に推進するようにとのことであった。

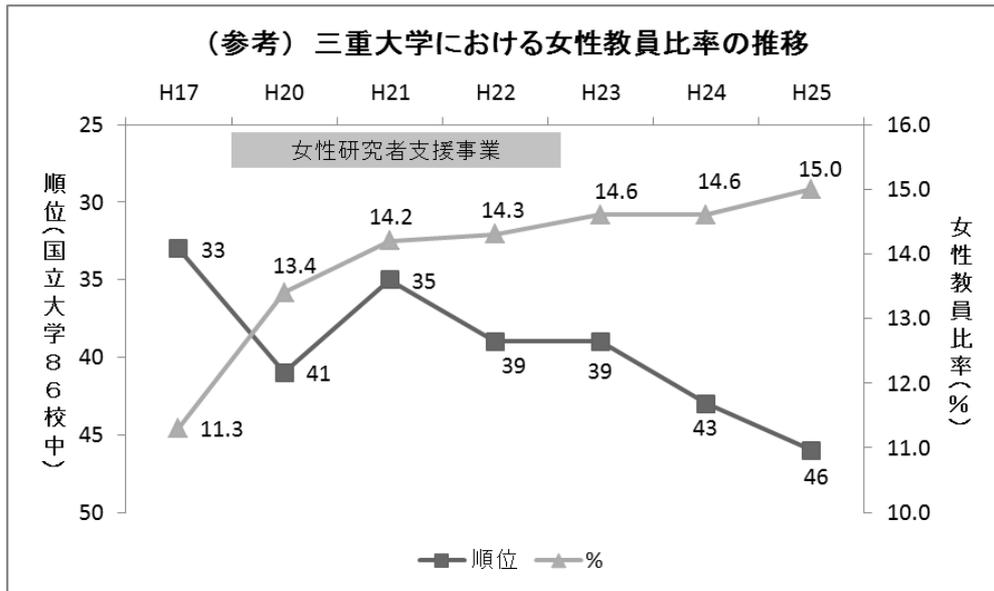
本委員会でまとめられた「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第10回追跡調査」については、国立大学協会ホームページ（<http://www.janu.jp/post.html>）よりダウンロードが可能である。

1. 「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第10回追跡調査」の結果について

＜アクションプランで掲げた達成目標＞

「国立大学の女性教員比率を 2015年までに17%以上（各大学において1年ごとに1%以上） に引き上げる」

第10回追跡調査の結果:17%以上は27大学で、全国立大学での比率は14.1%、大学別の平均は15.5%
三重大学は近年、微増しているものの、順位を下げている。



＜他大学で成果を上げた取組の例＞ 教員採用比率の目標値の引き上げ、女性限定公募意識啓発：学内外への広報誌発行、教授会・各部局・教職員への説明会、講演会開催各部局へのヒアリング&フォローアップ、ロールモデル集作成

2. NWEC との意見交換（大学等の男女共同参画に関する調査結果報告）

- ・学長のトップダウンが大きな推進力となる
- ・近隣大学間ネットワークが有効（中四国、九州）
- ・採用&昇進は、学部等組織にメリットがあることが重要

3. 文科省との意見交換：平成26年度取組（H26年度予定額）

- ・成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進（1,679百万円）
- ・男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業（学び直し）（13百万円）
- ・NWECにおける取組（522百万円）
- ・女性研究者研究活動支援事業（984百万円）
- ・特別研究員（RPD）事業（651百万円）
- ・女子中高生の理系進路選択支援プログラム（15百万円）

平成26年度 大学等における男女共同参画推進セミナー

期日：平成26年12月4日（木）～5日（金）

主催・会場：国立女性教育会館（NWEC） 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728

9. 一般事業主行動計画策定・変更届書の提出

平成25年4月5日開催の男女共同参画推進専門委員会で原案が出され、翌月5月15日開催の男女共同参画推進委員会において審議決定され、所管の三重労働局へ提出されました。

様式第一号（第一条の二及び第二条関係）（第一面）

（日本工業規格 A 列 4）

一般事業主行動計画策定・変更届（案）

届出年月日 平成25年 4月 1日

都道府県労働局長 殿

一般事業主の氏名又は名称 国立大学法人 三重大学
（法人の場合）代表者の氏名 学長 内田 淳正 印
住 所 〒514-8507
津市栗真町屋町1577
電 話 番 号 059-232-1211（代表）

一般事業主行動計画を 策定 ・ 変更）したので、次世代育成支援対策推進法第12条
 第1項 ・ 第4項）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 1, 861人
2. 一般事業主行動計画を (策定 ・ 変更) した日 平成25年 4月 1日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成25年 4月 1日 ～ 平成28年 3月31日
5. 目標
 - ① 雇用環境の整備に関するものを定めている
 - ② ①以外の次世代育成支援対策に関するものを定めている
 - ③ ①と②の両方を定めている
6. 一般事業主行動計画の公表の方法
 - ① インターネットの利用 (自社のホームページ ・ 両立支援のひろば ・ その他 ())
 - ② その他の公表方法 ()
7. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付け
 - ② 書面による労働者への交付
 - ③ 電子メールによる送信
 - ④ その他の周知方法 ()
8. 次世代育成支援対策の内容（第三面に記載すること）
9. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定（有 無 ・ 未定）

(第二面)

(記載要領)

1. 「届出年月日」欄は、都道府県労働局長に「一般事業主行動計画策定・変更届」（以下「届出書」という。）を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。代表者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。
3. 「一般事業主行動計画を（策定・変更）」欄は、該当する文字を○で囲むこと。「第12条（第1項・第4項）」欄は、常時雇用する労働者の数が301人（平成23年4月1日以降は、101人）以上の一般事業主は第1項の文字を○で、300人（平成23年4月1日以降は、100人）以下の一般事業主は第4項の文字を○で囲むこと。
4. 「1. 常時雇用する労働者の数」欄は届出書を提出する日又は提出する日前の1か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数を記載すること。
5. 「2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日」欄は、該当する文字を○で囲むとともに、策定又は変更した日を記載すること。
6. 「3. 変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
7. 「4. 一般事業主行動計画の計画期間」欄は、策定した一般事業主行動計画の計画期間の初日及び末日の年月日を記載すること。
8. 「5. 目標」欄は、達成しようとする目標として一般事業主行動計画に定めたものに該当するものの番号を○で囲むこと。
9. 「6. 一般事業主行動計画の公表の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を囲んだ場合は、その方法を囲むか、記載すること。「② その他の公表方法」の番号を○で囲んだ場合は、①以外の公表の方法を記載すること。なお、当該欄については、公表が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、公表を行っている場合に記載すること。
10. 「7. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、「④ その他の周知方法」を○で囲んだ場合は、①から③以外の周知の方法を記載すること。なお、当該欄については、周知が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、周知を行っている場合に記載すること。
11. 「8. 次世代育成支援対策の内容」欄は、一般事業主行動計画の内容として定めた事項について、行動計画策定指針（平成21年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）において一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましいとされている事項を定めた場合は、その記号（1の（1）のアからシ、1の（2）のアからオ、2の（1）から（5））を○で囲み、その他の項目を定めた場合は1の（1）の「その他」、1の（2）の「その他」又は2の「その他」にその概要を記載すること。変更届の場合は、変更後の一般事業主行動計画の内容として定められている項目のすべてについて○で囲み又は記載すること。
12. 「9. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

行動計画策定指針の事項		次世代育成支援対策の内容として定めた事項	
1 雇用環境の整備に関する事項	(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施	
		イ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進	
		ウ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施	
		エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し	
		オ 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ウ) フレックスタイム制度 (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	
		カ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営	
		キ 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施	
		ク 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入	
		ケ 希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度の実施	
		コ 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施	
		サ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知	
		シ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施	
		その他 (概要を記載すること)	
		(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	ア 所定外労働の削減のための措置の実施
			イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
			ウ 短時間正社員制度の導入・定着
			エ 在宅勤務等の場所・時間にとらわれない働き方の導入
			オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
			その他 (概要を記載すること)
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1) 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供		
	(2) 地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施		
	(3) 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施		
	(4) 労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施		
	(5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進		
	その他 (概要を記載すること)		

国立大学法人三重大学次世代育成支援対策推進法
に基づく一般事業主行動計画

1. 目的

ワーク・ライフ・バランス推進を目標に、全ての教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

2. 計画期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

3. 計画の見直し

計画期間中において、制度の改正等により、計画の見直しの必要が生じた場合は、適宜変更できるものとする。

4. 目標及び対策

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備について

目標1 教職員の育児参加を更に支援すること

対策 ・妊娠中及び出産後の職員に対し、育児休業制度、その他の支援制度を周知するとともに、管理監督者は業務に支障が出ないように業務分担の見直しや代替要員の確保を検討するなどし、職員が制度を積極的に活用できるように努める。

・妻の妊娠又は出産の場合に男性職員が利用できる支援制度・育児休業制度を周知するとともに、管理監督者は業務に支障がでないように、業務分担の見直しなどを検討するなどし、職員が積極的に活用できるように努める。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備について

目標2 時間外労働の縮減に取り組む。

対策 ・管理監督者及び職員に対し、超過勤務は本来例外的なものであることの意識改善に更に取り組む。

・時間外勤務縮減対策の周知・徹底を図る。

・年次有給休暇が取得しやすい職場環境を目指す。また、特別休暇と組み合わせた連続休暇を奨励する。

(3) 学内保育環境の整備について

目標3 学内保育施設・託児施設の充実等に取り組む。

対策 ・子供を育てる職員が働きやすい環境を作るため、学内保育施設・託児施設の充実等の支援を鋭意検討する。

10. 資料集

(1) 国大協「男女共同参画の推進状況に関する調査(第10回)」調査票

〔三重大学〕

【I. 統計調査】1. 男女共同参画の現状

大学の教員および意思決定機関の構成員、非常勤講師、学生、職員の現状について平成25年5月1日現在で記入してください。

表1.1 職階別・性別 教員数 単位:人

	性別		計	女性比率 %
	男	女		
学長	1	0	1	0.0
理事*	4	1	5	20.0
副学長**	7	0	7	0.0
教授	211	29	240	12.1
准教授	173	33	206	16.0
講師(常勤)	79	15	94	16.0
助教	194	40	234	17.1
小計	669	118	787	15.0
助手	0	0	0	
計	669	118	787	15.0

* 非常勤理事は除いてください。
 * 理事が副学長を兼ねている場合は、理事の欄にのみ記入し、副学長の欄には記入しないでください。
 ** 理事又は副学長が教授を兼ねている場合は、理事あるいは副学長の欄にのみ記入し、教授の欄には記入しないでください。
 *** 学校基本調査と同じ数値を記入し、その際、学校基本調査にない、「理事」の取り扱いに注意してください。

表1.2 大学の意思決定機関等における性別構成 単位:人

	性別		計	女性比率 %
	男	女		
学長補佐等*	3	0	3	0.0
経営協議会、教育研究評議会委員**	24	2	26	7.7
部局長等	15	0	15	0.0
監事**	1	0	1	0.0
小計	43	2	45	4.4
非常勤理事	0	0	0	
大学運営に参画する外部委員等***	7	2	9	22.2
非常勤監事	1	0	1	0.0
小計	8	2	10	20.0
計	51	4	55	7.3

* 理事及び副学長は除いてください。
 ** 学外委員、非常勤理事等は除いてください。
 *** 経営協議会の学外委員等の数を記入してください。

表1.3 非常勤講師の構成 単位:人

	男		女		計	女性比率 %	
	うち 任期付き ****	うち 任期付き ****	うち 任期付き ****	うち 任期付き ****		うち 任期付き ****	うち 任期付き ****
専任教員の本務を持つ者	176	0	49	0	225	0	21.8
教員以外の本務を別に持つ者*	195	0	38	0	233	0	16.3
本務を持たない非常勤講師(60歳以上)**	99	0	25	0	124	0	20.2
本務を持たない非常勤講師(60歳未満)**	35	0	50	0	85	0	58.8
計	505	0	162	0	667	0	24.3

* 企業、国公私立研究機関、予備校その他の機関における常勤の勤務者数を記入してください。
 ** 勤務先が全て非常勤の場合はここに入れてください。
 *** 「うち任期付き」の欄には、有期限の外部資金で雇用され、雇用される期間が決められている任期付き教員数のみを記入してください。

表1.4 部局別・性別教員数 単位:人

学部・学科	教員数(本務者)												小計		女性比率 %
	教授		准教授		講師(常勤)		助教		助手		男	女	計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					
人文学部(群)	27	10	25	9	1	1	0	0	0	0	53	20	73	27.4	
医学部(看護学科)	2	7	0	8	0	4	12	12	0	0	14	31	45	68.9	
教育学部	48	6	24	7	0	4	0	0	0	0	72	17	89	19.1	
学部															
学部															
学部															
学部															
学部															
学部															
学部															
教養部(一般教育)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大学院	132	3	104	5	27	2	83	11	0	0	346	21	367	5.7	
附属病院	2	1	12	0	49	4	85	17	0	0	148	22	170	12.9	
附置研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	7	2	8	4	2	0	14	0	0	0	31	6	37	16.2	
計	218	29	173	33	79	15	194	40	0	0	664	117	781	15.0	

平成25年度学校基本調査様式第7号「学生教職員等状況表 4 教員数(本務者) Bカード」に記載した人数を記入してください。

表1.5 専攻分野別 学部・大学院の卒業(修了)者数 単位:人

専攻分野*	学部卒業者				修士課程修了者				博士課程修了者				専門職大学院修了者			
	男	女	計	女性比率 %	男	女	計	女性比率 %	男	女	計	女性比率 %	男	女	計	女性比率 %
人文科学	31	82	113	72.6	0	5	5	100.0	0	0	0		0	0	0	
社会科学	108	84	192	43.8	2	4	6	66.7	0	0	0		0	0	0	
理学	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
工学	357	50	407	12.3	205	22	227	9.7	11	2	13	15.4	0	0	0	
農学	165	106	271	39.1	62	29	91	31.9	10	3	13	23.1	0	0	0	
保健	79	109	188	58.0	8	11	19	57.9	39	13	52	25.0	0	0	0	
商船	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
家政	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
教育	82	129	211	61.1	20	22	42	52.4	0	0	0		0	0	0	
芸術	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
その他	0	0	0		8	4	12	33.3	6	1	7	14.3	0	0	0	
	法科大学院修了者一															
合計	822	560	1382	40.5	305	97	402	24.1	66	19	85	22.4	0	0	0	
合計(自動計算)	822	560	1382	40.5	305	97	402	24.1	66	19	85	22.4	0	0	0	

* 専攻分野の分類は、学校基本調査に従ってください。
 ** 法科大学院の修了者は表右下のピンク色の欄に、その他の社会科学分野の専門職大学院の修了者については、表の社会科学の欄にご記入ください。

表1.6 専攻分野別 学部・大学院の教員数

単位:人

専攻分野 **	教授				准教授				講師(常勤)				助教			
	男		女		男		女		男		女		男		女	
	うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***	
人文科学	20	0	6	0	12	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
社会科学	7	0	4	0	13	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0
理学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工学	45	0	0	0	39	0	0	0	3	0	0	0	26	0	2	0
農学	42	0	2	0	36	0	4	0	2	0	1	0	12	0	0	0
保健	44	0	9	0	40	0	9	0	71	1	9	0	142	10	38	1
商船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育	46	0	6	0	24	0	6	0	0	0	4	0	0	0	0	0
芸術	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	14	0	2	0	9	0	5	0	2	0	0	0	14	0	0	0
合計	218	0	29	0	173	0	33	0	79	1	15	0	194	10	40	1
合計(自動計算)	218	0	29	0	173	0	33	0	79	1	15	0	194	10	40	1

専攻分野 **	小 計						助 手			
	男		女		計		男		女	
	うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***	女性比率 %	うち 任期 付き ***		うち 任期 付き ***	
人文科学	33	0	12	0	45	0	26.7	0	0	0
社会科学	20	0	8	0	28	0	28.6	0	0	0
理学	0	0	0	0	0	0		0	0	0
工学	113	0	2	0	115	0	1.7	0	0	0
農学	92	0	7	0	99	0	7.1	0	0	0
保健	297	11	65	1	362	12	18.0	8.3	0	0
商船	0	0	0	0	0	0		0	0	0
家政	0	0	0	0	0	0		0	0	0
教育	70	0	16	0	86	0	18.6	0	0	0
芸術	0	0	0	0	0	0		0	0	0
その他	39	0	7	0	46	0	15.2	0	0	0
合計	664	11	117	1	781	12	15.0	8.3	0	0
合計(自動計算)	664	11	117	1	781	12	15.0	8.3	0	0

* 専攻分野の分類は、学校基本調査に従ってください。

** 同上。担当する学生の分類に従って、学部・大学院の教員の合計を記入してください。

*** 「うち任期付き」の欄には、有期限の外部資金で雇用され、雇用される期間が決められている任期付き教員数のみを記入してください。

表1.7 常勤教員の採用・昇任などの異動

単位:人

任用形態	異動後の職名	男		女	計
採用・転入 *	教授	4	1		5
	准教授	7	1		8
	講師	5	1		6
	助教	40	14		54
	助手	0	0		0
	小計	56	17		73
学内昇任 **	教授	12	1		13
	准教授	8	3		11
	講師	6	1		7
	助教	0	0		0
	小計	26	5		31

平成24年度中に異動した教員数を記入してください

* 他機関からの昇任・転任を含めて記入してください。

** 学内者であっても、技官や非常勤教員等、本務教員以外からの異動の場合は採用に入れてください。

表1.8 職系別・職名別職員数

単位:人

職 名	事務系 *		技術技能系 *		医療系 *		教務系 *		その他 *		計			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	女性比率 %
課長相当職以上	28	4	4	0	2	4	1	0	1	0	36	8	44	18.2
課長補佐、専門員等	26	1	1	0	3	1	2	0	0	0	32	2	34	5.9
係長、専門職員等	49	31	8	0	16	35	37	6	0	0	110	72	182	39.6
主任等	15	28	2	1	1	46	2	0	0	0	20	75	95	78.9
その他一般職員	76	58	5	3	53	392	17	8	0	0	151	461	612	75.3
計	194	122	20	4	75	478	59	14	1	0	349	618	967	63.9

* 職系の分類は、学校基本調査に従ってください。

** 技術長、技術部主任、看護師長、看護主任等の役職者は、対応する職名(課長、係長、主任等)の欄に、

その外は「その他の一般職員」の欄に記入してください。対応する職名の判断は各大学組織の実情に合わせて決めてください。

(参考例)

	事務系	技術技能系	医療系
課長相当職以上	一般職 級以上		看護部長、副看護部長 技師長
課長補佐、専門員等	” 級以上	技術専門官	副技師長 副薬剤部長
係長、専門職員等	” 級以上	技術専門職員、主任技術職員	看護師長 主任技師 薬剤主任
主任等	” 級以上		副看護師長
その他一般職員			看護師、看護助手 技師 薬剤師

〔三重大学〕

【Ⅱ. 男女共同参画の推進状況に関する報告】

男女共同参画に関する現状・課題及び第2期中期目標・計画における対応

貴大学での第2次中期目標・中期計画における男女共同参画推進に向けた対応は、どのような取り組みですか。また、これまでどのような取り組みを行ってこられ、今後の課題についてどのようにお考えですか。

以下の「現在の女性教員比率」の欄に数値を記入した上で、「第2期中期目標・中期計画における男女共同参画推進への対応」及び「貴学における男女共同参画の推進に関する昨年度からの新たな取り組み並びに現状に対する課題」について、ご自由にご記入ください。

貴大学における男女共同参画に関する取り組みなどを紹介するウェブサイトが公開されている場合には、そのURLを合わせて欄内にご記入ください。

なお、この部分につきましては、これを原稿として、そのまま報告書に掲載いたしますので、ご了承ください。

大学名	三重大学
-----	------

学長名	内田 淳正
-----	-------

平成25年5月1日現在の女性教員比率	15	%	総教員数	787	名中	女性教員数	118	名
--------------------	----	---	------	-----	----	-------	-----	---

女性教員比率(自動計算) 15.0 % ※「総教員数」及び「女性教員数」は役員を含め、助手を除いた数を記入してください。

第2期中期目標・中期計画における男女共同参画推進への対応

中期計画上、各部局と本部組織との一体的かつ機能的な運営体制の構築を図り、学長のリーダーシップ体制の強化策として、平成23年4月に女性研究者育成事業の支援組織であった「女性研究者支援室」を「男女共同参画推進室」への改編を行った。さらに平成24年度には男女共同参画推進活動を一層強化するため、学長を委員長とする「三重大学男女共同参画推進委員会」及び、理事を委員長とする実践的活動組織としての「三重大学男女共同参画推進専門委員会」の規程等の改正を行い、3つのワーキング・グループ、「理工系の女性支援・ロールモデル研究部門」、「意識改革・啓発活動部門」、「連携部門」を設置し、三重県、フレンテみえなど、産官学民との連携を深め本学の男女共同参画活動をより一層推進するための体制作りを行っている。

貴学における男女共同参画の推進に関する昨年度からの新たな取り組み並びに現状に対する課題

本学の男女共同参画の視点に立った人材輩出責任として、男女共同参画推進専門委員会委員の教員で、平成24年度に開講した共通教育講義・前期「男女共同参画推進基礎編」、後期「啓発イベント実践」「ライフ・プランニングと社会参画」に引続き、今年度は、前期「男女共同参画基礎」、後期「男女共同参画実践」を開講した。内容として、男女共同参画の持続的発展を目指し、三重県内で男女共同参画社会のモデル化できる人材を育成している。女性企業家による講演会、男性の育児参加と輝く女性をテーマとしたトークセッション、地方自治体とNPOとの連携による学習会、情報発信、資料集作成など、さまざまな側面から男女共同参画活動について積極的な展開を行っており、さらに、男女が働きやすい職場を目指して、三重県が推進する「男女がいきいきと働いている企業」認証取得に向けた準備を行っている。これら本学の取組が厚生労働省三重労働基準局雇用均等室発行の「三重における男性育児休業事例と両立支援取組企業好事例集」に掲載された。

男女共同参画に関する取り組み等を紹介するウェブサイト

※貴学にて開設されておりましたらURLをご記入ください。

URL: <http://www.mie-u.ac.jp/danjo>

[三重大学]

【男女共同参画推進の取組状況について】

(アクションプランのフォローアップに向けて)

貴学における男女共同参画を推進するための取組について、平成25年5月1日現在の実施状況を回答してください。

設問は15項目あります。それぞれの項目について「実施中」、「検討中」、「未検討」のいずれか該当する○をクリックしてください。

設問の内容は、平成23年2月10日に公表しました「国立大学における男女共同参画推進について ―アクションプラン―」における「3. 大学が取り組むべき事項」に基づいており、提言している各項目の実施状況についてフォローアップ(2015年度)を予定しているため今回現状確認を行うものです(2015年度には各設問における実施内容についても確認する予定です。)アクションプランについては全文を本協会ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

URL <http://www.kokudaikyo.gr.jp/active/txt5/danjyo110210.pdf>

1. 男女共同参画の推進体制の整備について

(1) 男女共同参画推進の基本方針、宣言等の作成、提示

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(2) 室、委員会、ワーキング・グループ等の検討推進体制の設置・充実

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

2. 女性教員・研究者の拡大について

(1) 採用時における積極的是正措置(ポジティブアクション)の実施

例) ・採用時に、業績や能力が同等と認められる場合には、積極的に女性を採用
・部局や分野ごとの女性教員比率の年次計画や最終目標(努力目標)の設定
・女性教員を採用した部局等に対する人件費ポイント制等におけるインセンティブの付与
・女性研究者を採用する場合、配偶者の採用にも配慮したシステムの整備

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(2) 昇任・給与・研修等の男女機会均等の推進

例) ・教職員の業績評価に当たって、出産、育児、介護等に従事したことにも配慮

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(3) 大学運営における意思決定過程への女性の参画の拡大

例) ・役員、部局執行部、全学委員会等の大学の意思決定組織における女性比率の向上
・教授職への女性の積極的登用
・大学関連団体である諸学会と連携した男女共同参画の意識啓発と推進
(学会規約に明記するなど)

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(4) 女子学生や若手女性研究者、女子中高生など次世代研究者へのロールモデルの提供

例) ・大学の研究や研究者の魅力などを紹介する女子中高生対象のセミナー、フォーラム等の開催
・女子学生の卒業後の進路に関するキャリアガイダンスの開催
・女性研究者による次世代女性研究者へのメンター制度の設立や交流会の開催

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(5) 女性に多い非常勤講師の待遇の改善の促進等

例) ・特定校に数年にわたって非常勤講師として勤務し、事実上常勤化している場合、常勤の教員として採用することへの一層の努力
・非常勤講師が専任になる機会の拡大を支援するため、研究環境の改善、教員との交流等を通じたネットワークへの参加、研究上有益な情報へのアクセス拡大のための配慮
・非常勤講師が常勤の教員との共同プロジェクトに参加できるよう積極的な配慮

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

3. 就業環境の整備・充実について

(1) 育児・介護等との両立を支援するための就労支援制度の整備・充実

- 例) ・育児・介護等に適応した勤務時間制度や特別休暇制度の導入及び積極的活用
・学生等を活用した幼児教育及び保育ニーズの両面をカバーする制度の整備
・配偶者(男性)の育児休暇の取得の促進及び意識改善

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(2) 育児・介護等との両立を支援するための研究継続支援制度の整備・充実

- 例) ・育児・介護等に携わる研究者に対する研究補助者の配置や雇用経費の助成
・地域内の大学等と連携した代替要員制度の構築など、育児休業が取りやすくなるような代替教員の保障とそのPR
・休業中の教職員に対するICT等を活用した在宅での双方向ネットワークの構築

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(3) 育児休業等からの復帰を容易にすることを含めた施設設備の設置・充実

- 例) ・病児・病後及び学童保育等の多様な保育ニーズに対応できる学内保育施設の整備
・更衣室・休憩室・マタニティコーナー等の整備及びベビーベッドを備えたトイレ等の設備の整備・改修
・夜間等における安全確保など防犯体制の整備

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(4) 女性研究者が不安や悩みを相談できるようなメンタル的なサポート体制の整備・充実

- 例) ・教職員が、キャリアプランや育児・介護などの相談ができる総合相談窓口の設置などの体制の整備
・女性研究者の現状を把握するためのメンターや巡回相談員を配置
・女性研究者等が、相互に問題点の共有及びQ&Aが可能なネット上のフォーラムやメーリングリストの構築

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

4. 意識啓発の推進について

(1) 男女の固定的な性別役割分担意識の解消や職場慣行の見直しと改善

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(2) 男女共同参画を推進する諸制度の学内外への積極的広報

- 例) ・両立支援制度の大学ホームページへの掲載
・教職員を対象にした両立支援制度の説明会の開催

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(3) 男女共同参画に係る教育研究の推進と啓発セミナー・シンポジウム等の開催

- 例) ・地域等と連携した男女共同参画推進の取組の企画・実施、シンポジウム等の開催

実施中 検討中 未検討 回答取り消し

(4) 両立支援制度(育児・介護休業等)の活用可能な雰囲気醸成

- 例) ・両立支援制度の取得を促すポスター・リーフレットの作成
・ワーク・ライフ・バランスの観点から、年次休暇等の積極的取得を促進する通知の発出
・育児休業を取得した教員が所属する部局へのインセンティブの付与

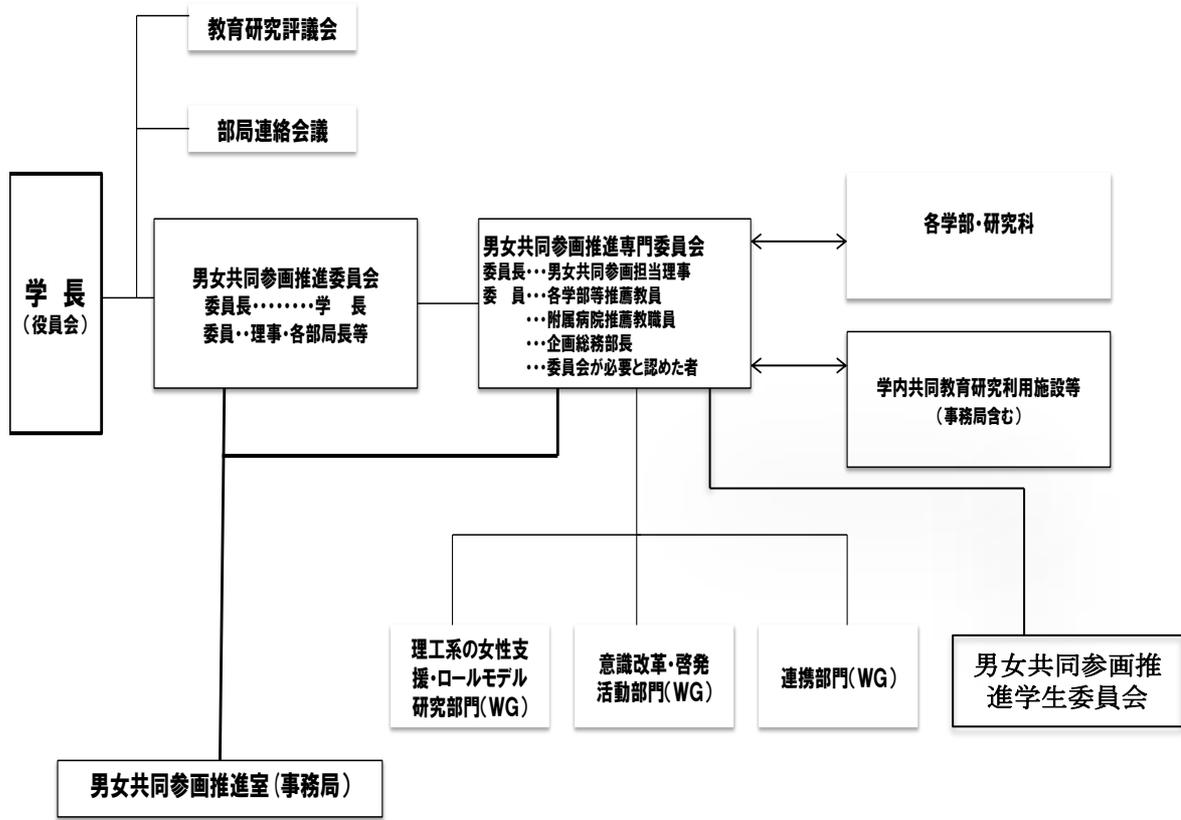
実施中 検討中 未検討 回答取り消し

アクションプランを踏まえて

前回調査時点(平成24年5月1日)以降、新たに始め、特に成果を上げた取組み等があればご自由にご記入ください。

女性教職員が出産・子育て・介護と研究を両立するための従来のWLBのパンフレットの最新版作成について推進専門委員会WGにおいて取り掛かった。女性研究者研究活動の支援をさらに推進し普及するためWLBガイドブックについて内容の充実をはかってリニューアル版を作成中である。

(2) 三重大学男女共同参画推進委員会等組織



(3) 平成25年度三重大学男女共同参画関係等名簿

○平成25年度三重大学男女共同参画推進委員会名簿

H25.10.1

職名	氏名	備考
学長	内田 淳正	
理事・副学長	田中 晶善	総括・教育担当
理事・副学長	吉岡 基	研究・情報・危機管理担当
理事・副学長	朴 恵淑	企画・評価・環境・男女共同参画担当
理事・副学長	堀 浩樹	国際交流担当
理事・副学長	鈴木 英	総務・財務担当
人文学部長	樹 神成	
教育学部長	藤田 達生	
医学系研究科長	緒方 正人	
工学研究科長	伊藤 智徳	
生物資源学研究科長	後藤 正和	
地域イノベーション学研究科長	小林 一成	
医学部附属病院院長	伊藤 正明	
学内共同教育研究施設等代表者	福岡 昌子	

○平成25年度 三重大学男女共同参画推進専門委員会名簿 部門 (WG)

H25. 6. 1

学部等	氏名	WG	備考
理事・副学長	朴 恵淑		企画・評価・環境・男女共同参画当
人文学部	森脇 由美子	意識改革・啓発活動部門	教授
人文学部	江成 幸	意識改革・啓発活動部門	准教授
教育学部	重松 良祐	連携部門	准教授
医学系研究科	井関 敦子	連携部門	教授
医学系研究科	江藤 みちる	意識改革・啓発活動部門	助教
医学部附属病院	小川 朋子	理工系の女性支援・ ロールモデル研究部門	教授
医学部附属病院	江藤 由美	意識改革・啓発活動部門	副看護部長
工学研究科	小林 正	理工系の女性支援・ ロールモデル研究部門	教授
工学研究科	宇野 貴浩	理工系の女性支援・ ロールモデル研究部門	助教 (継承事業特化)
生物資源学研究科	常 清秀	理工系の女性支援・ ロールモデル研究部門	教授
生物資源学研究科	内山 智裕	理工系の女性支援・ ロールモデル研究部門 意識改革・啓発活動部門	准教授
学内共同教育研究施設等	吉井 美知子	連携部門	国際交流センター教授
企画総務部長 男女共同参画推進室長	小新 敏充		企画総務部長
事務局	野々村 晴子		学務部 学生サービス課長
オブザーバー 鈴山 雅子 学長アドバイザー (連携部門 WG)			
陪席者 人事課長・副課長・職員課長・副課長 室員 (再雇用職員) 諸岡 眞・太田 和志			

○平成25年度三重大学男女共同参画推進室員名簿

H25. 4. 1

職名	氏名	備考
室長 (兼務) 企画総務部長	小新 敏充	
副室長 (兼務) 学生サービス課長	野々村 晴子	
室員 (兼務) 職員課長	櫻井 雅也	
室員 (兼務) 職員チーム副課長	小林 浩司	
室員 (専任) 再雇用職員	諸岡 眞	
室員 (専任) 再雇用職員	太田 和志	
オブザーバー 担当理事	朴 恵淑	

- (4) 三重大学男女共同参画推進委員会規程／三重大学男女共同参画推進専門委員会細則／三重大学男女共同参画推進学生委員会内規/三重大学男女共同参画推進室内規

○三重大学男女共同参画推進委員会規程

(平成20年3月27日規程第630号)

改正 平成21年3月30日規程 平成22年3月31日規程

平成23年3月24日規程 平成24年6月28日規程

(設置)

第1条 三重大学に、三重大学男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画の推進に係る基本理念に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進方策の企画、立案及び実施に関する事項
- (3) 男女共同参画の現状分析、評価及びそれらの公表に関する事項
- (4) 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関する事項
- (5) その他男女共同参画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各理事
- (3) 各学部又は研究科の長
- (4) 医学部附属病院長
- (5) 学内共同教育研究施設等代表者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会は、三重大学男女共同参画推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 委員会は、三重大学男女共同参画推進室(以下「男女共同参画推進室」という。)を置く。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、男女共同参画推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規程)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規程)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日規程)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月28日規程)

この規程は、平成24年6月28日から施行する。

○三重大学男女共同参画推進専門委員会細則

(平成20年3月27日細則第631号)

改正 平成21年3月30日細則 平成22年3月31日細則

平成23年3月24日細則 平成24年6月28日細則

(趣旨)

第1条 この細則は、三重大学男女共同参画推進委員会規程(以下「規程」という。)第7条第2項の規定に基づき、三重大学男女共同参画推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

[三重大学男女共同参画推進委員会規程(以下「規程」という。)第7条第2項]

(業務)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 男女共同参画の推進に係る具体的方策の計画及びその実施に関する事項
- (2) 男女共同参画に関する調査及び分析に関する事項
- (3) その他三重大学男女共同参画推進委員会から付託を受けた専門的事項

[規程第2条]

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名した者 1名
- (2) 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各1名
- (3) 医学部附属病院から推薦された大学教員及び医療職員 各1名
- (4) 学内共同教育研究施設等から推薦された大学教員 1名
- (5) 企画総務部長
- (6) その他本学の職員で専門委員会が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号まで及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、同項第2号から第4号までの委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員とする。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、三重大学男女共同参画推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日細則)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日細則)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日細則)

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 28 日細則)

この細則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

○三重大学男女共同参画推進学生委員会内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、三重大学男女共同参画推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）細則 第 8 条により、専門委員会に三重大学男女共同参画推進学生委員会（以下「学生委員会」という。）を置く。

(活動)

第 2 条 この学生委員会は専門委員会の指導のもと、男女共同参画推進の理念を実現するため、本学学生が男女共同参画推進事業を活動することを目的とする。

(組織)

第 3 条 学生委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各研究科の学生 若干名
- (2) 各学部の学生 若干名
- (3) その他専門委員会が必要と認めた者

2 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 4 条 学生委員会に委員長を置き、専門委員会が指名する。

2 委員長は、学生委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 学生委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 学生委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 学生委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 学生委員会の庶務は、三重大学男女共同参画推進室において処理する。

(雑則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、学生委員会の運営に関し必要な事項は、学生委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○三重大学男女共同参画推進室内規

(平成 23 年 3 月 24 日規程第 701 号)

改正 平成 24 年 6 月 28 日内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、三重大学男女共同参画推進委員会規程第 7 条第 3 項に規定する三重大学男女共同参画推進室(以下「推進室」という。)に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 推進室は、男女共同参画に関する事務を処理する。

(組織)

第 3 条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) その他必要な職員

(室長等)

第 4 条 室長は、推進室の業務を掌理し、学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長が指名する。

(雑則)

第 5 条 この内規に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 28 日内規)

この内規は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

三重大学男女共同参画推進専門委員会 (平成25年度)

平成25年度共通教育前期授業「男女共同参画基礎」が4月8日(金)開講しました。

平成25年度共通教育前期授業「男女共同参画基礎」が4月8日(金)開講しました。第1回は三重大学理事・副学長の朴恵淑教授が「世界、日本、韓国、三重大学の男女共同参画の現状と課題」について統計資料に基づき講義がおこなわれ、学生は初回目の授業のため男女共同参画の意義について学びたいとの意欲が溢れていました。

第1回講義 朴先生



第7回講義 鈴山先生



第9回講義 富田先生



第13回講義 柏木先生



4月19日(金)三翠ホールにおいて、吉田沙保里選手特別講演が開催されました

4月19日(金)三翠ホールにおいて、吉田沙保里選手特別講演が開催されました。三重大学学長及び杉田正明教育学部教授により「オリンピック3連覇を支えたもの」「レスリングを通して学んだこと」「大学時代に学んでほしいこと」について3者トークが行われ受講生は吉田選手の競技姿勢を学びました。



6月7日(金)、25-2男女共同参画推進専門委員会が開催されました。

6月7日(金)、25-2男女共同参画推進専門委員会が開催されました。検討事項の三重県「いきいきと働いている企業」認証制度の申請、「ワーク・ライフ・バランスのすすめ」改訂版の作成について朴委員長、野々村委員から説明があり協議をおこないました。

報告事項としては一般事業主行動計画、前期共通教育講義「男女共同参画基礎」およびJST「女性研究者研究活動支援事業(拠点型)」申請について、委員長からそれぞれ経過報告がおこなわれました。



三重大学 男女共同参画推進室

URL: <http://www.mie-u.ac.jp/danjo/>

〒514-8507 津市栗真町屋町1577番地 TEL&FAX : 059-231-9830

E-mail: danjo@ab.mie-u.ac.jp

三重大学男女共同参画推進専門委員会（平成25年度）

三重大学オープンキャンパスが開催され、理系女性支援の紹介がおこなわれました。

8月7日（火）、三重大学オープンキャンパスが開催され、生物資源学部USRブースにおいて生物資源学部の男女共同参画活動と三重大学男女共同参画推進専門委員会の活動展示報告を行いました。訪れた高校生、保護者の方々は在学生、担当者からの説明に熱心に耳を傾けていました。



8月8日（水）、三重大学オープンキャンパスが開催され、講堂小ホールにおいて「女子学生による進路相談コーナー及び理系女性支援の紹介」が行われた。また工学部の男女共同参画活動と三重大学男女共同参画推進専門委員会の活動展示報告も行いました。訪れた高校生、保護者の方々は工学部女子学生からの説明を熱心に聞き入っていました。



三重大学はNPO「女性と仕事研究所」等の訪問インタビューを受けました。

三重大学は8月22日（木）三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度に関わる訪問インタビューを受けました。NPO「女性と仕事研究所」研究員3名及び三重県雇用経済部2名の方々が本学を訪れ、朴理事、櫻井職員課長、野々村男女共同参画推進室副室長等関係者が対応し三重大学の男女共同参画推進と職場環境への意欲的な取組について1時間にわたり説明を行った。



三重大学は平成25年度志摩市男女共同参画推進事業「中学生対象学習会」に協力参加しました。

平成25年10月8日（火）志摩市男女共同参画推進事業「中学生対象学習会」が志摩市立安乗中学校において開催され、本学男女共同参画推進専門委員会は協力参加しました。講師として医学部の男女共同参画推進専門委員会委員でもある江藤みちる助教が『私の「リケジョ」人生』について講演を行い、先生の現在の研究にいたるまでの経緯と、専門分野についての興味深い話に生徒たちは熱心に聞き入っていた。



三重大学 男女共同参画推進室

URL: <http://www.mie-u.ac.jp/danjo/>

〒514-8507 津市栗真町屋町1577番地 TEL&FAX : 059-231-9830

E-mail: danjo@ab.mie-u.ac.jp

三重大学男女共同参画推進専門委員会(平成25年度)

三重大学が「男女がいきいきと働いている企業」の認証を取得しました



内田淳正三重大学学長・朴恵淑三重大学男女共同参画担当理事

三重大学が「男女がいきいきと働いている企業」の認証を平成25年10月1日付けにて取得しました。

この認証は三重県による「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認定制度によるもので、職場における男女共同参画の推進や働きがいのある職場環境づくりを目的に、男女の雇用機会均等や女性の活躍支援、仕事と生活の調和、次世代育成支援などを積極的に推進する企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として認証、表彰する制度です。

今回の認証は、平成20年の「男女共同参画宣言」を始め、女性研究者支援モデル育成事業の推進、男女共同参画推進委員会の改訂及び専門委員会の立ち上げ、その他様々な活動が高く評価されたもので、東海3県の国立大学法人としては初めての認証取得となりました。

今後も本学は男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいきます。

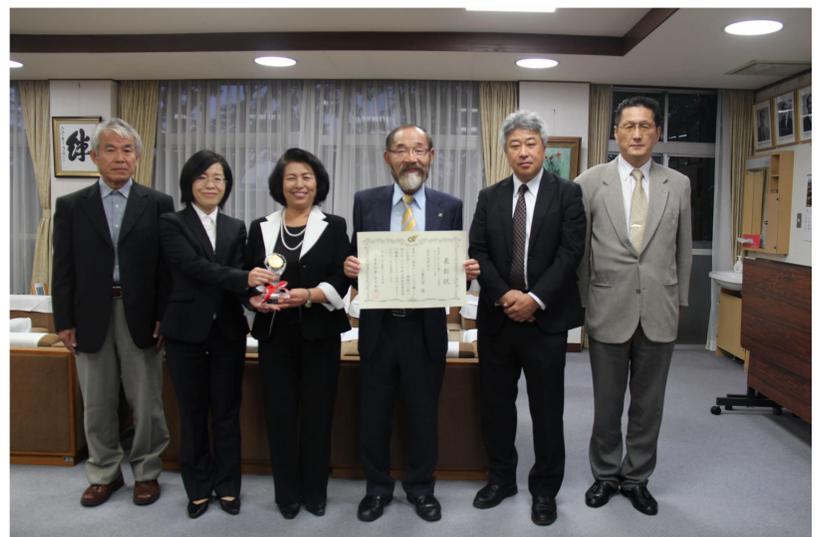
三重大学が「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰「グッドプラクティス賞」を受賞しました。

11月7日(木)、四日市ドームで開催された「第11回リーディング産業展みえ」において、標記賞を受賞しました。

三重県では、職場における男女共同参画の推進と「働きがい」のある職場環境づくりを目的に、男女の雇用均等や女性の活躍支援(ポジティブ・アクション)、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、次世代育成支援などを推進する企業等を募集し、その取組について認証登録基準を満たした企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として登録し、平成14年度から認証制度を設けています。

このたび三重大学は、「男女共同参画推進委員会」、「男女共同参画推進室」の設置など全学的な男女共同参画への推進事業に取り組んでいるほか、女性の雇用率、特に管理職登用への改革を推進している点、所定外労働時間の削減や院内学童保育の設置など、働きやすい職場環境を実現していることから表彰を受けました。

表彰式では、朴恵淑理事(企画・評価・環境担当)・副学長、野々村晴子 男女共同参画推進室副室長(学生サービスチーム課長)が出席し、鈴木英敬三重県知事より表彰を受けました。朴理事は、「今日の表彰を受けて新たな気持ちでスタートを切るとともに、より輝く三重大学を目指してさらなる努力を重ねていきたい」とコメントしました。



三重大学 男女共同参画推進室

URL: <http://www.mie-u.ac.jp/danjo/>

〒514-8507 津市栗真町屋町1577番地 TEL&FAX : 059-231-9830

E-mail: danjo@ab.mie-u.ac.jp



三重大学男女共同参画推進室

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

TEL・FAX : 059-231-9830
E-mail : danjo@ab.mie-u.ac.jp